

特定生産緑地（羽村市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

羽村市長 橋 本 弘 山

| 地区番号 | 位 置     | 特 定 生 産 緑 地 の 面 積   | 公 示 日    |
|------|---------|---------------------|----------|
| 49   | 羽西一丁目地内 | 約560 m <sup>2</sup> | 令和7年3月9日 |

「区域は解除図表示のとおり」